

## 岡山大学の理念，目的，目標等

### 1 岡山大学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”

人類社会を安定的，持続的に進展させるためには，常に新たな知識基盤を構築していかねばなりません。岡山大学は，公的な知の府として，高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の発展に貢献します。

### 2 岡山大学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”

岡山大学は，「自然と人間の共生」に関わる，環境，エネルギー，食料，経済，保健，安全，教育等々の困難な諸課題に対し，既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるといふ，人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とします。

このため，我が国有数の総合大学の特色を活かし，既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして，高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施します。

### 3 岡山大学の目標

#### (1) 教育の基本的目標

岡山大学は，大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させます。

これまでの高度な研究活動の成果を基礎として，学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに，学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて，個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し，国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

#### (2) 研究の基本的目標

岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は，先進的かつ高度な研究の推進にあります。

常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし，国際的に上位の研究機関となるよう指向します。

#### (3) 社会貢献の基本的目標

社会が抱える課題を解決するため，総合大学の利点を活かし，大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に，積極的に社会との双方向的な連携を目指します。

#### (4) 経営の基本的目標

研究，教育の目標を効果的に達成するため，大学に賦存する人材，財政，施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用します。

#### (5) 自己点検評価の基本的目標

公的機関として社会への説明責任を果たすため，研究，教育，社会貢献，管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し公表するとともに，その結果を的確に大学改革に反映します。

### 【参考】

岡山大学管理学則（大学院の目的）

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは，専門職大学院とする。

## 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

岡山大学法科大学院（大学院法務研究科）では、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」を理念に掲げ、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的法運用能力を身につけた法曹の養成を目標としています。

法科大学院では、この目標とする法曹像に求められる具体的な能力を以下のように定めます。

- ・体系的法理論と専門的知識の習得
- ・法律の実践的運用能力
- ・新しい法分野に対する適応能力
- ・法曹にふさわしい倫理観や人権感覚・社会正義観念
- ・倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力
- ・問題発見、事案の解決能力
- ・地域における法実務に必要な総合的判断能力・批判能力

7つの能力を身につけたうえで、以下に掲げることを実践できる所定の修了要件を満たした者に学位を授与します。

- 1 基本的法分野についての体系的法理論と専門的知識を習得したうえで、具体的な紛争につき、問題を発見し、事案を的確に解決することができる人材
- 2 法律の実践的運用能力および法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力を有効に活用し、人権の擁護、社会正義の実現に寄与することができる人材
- 3 医療・福祉系科目、法とビジネス系科目、地域の企業、行政及び専門家と連携して授業を実施する展開・先端科目群により習得した個別具体的な法分野における専門的知識および地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力、新しい法分野に対する適応能力を有効に活用し、地域の課題を発見し、その課題を的確に解決することにより、地域に貢献することができる人材

## I 授業科目の履修方法

### 1 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

岡山大学法科大学院（大学院法務研究科）は、次のように教育課程を編成し実施します。

高度専門職業人としての能力を備えた法曹を養成するという法科大学院課程の趣旨に沿い、法理論及び法実務に関する専門知識、ならびに、それらを実践する法運用能力を体系的に修得できるように、法の理論と実務との架橋を意識した教育を実施します。法曹にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会正義観念、それらを支える教養と深い洞察力、ならびに、地域における法実務に必要な総合的判断力・批判能力などを涵養する質の高い教育を実施します。

（1）カリキュラム編成 学位授与方針に示された次の7つの能力を養成するため、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群からなるカリキュラムを構成します。

1. 体系的法理論と専門的知識の修得
2. 法律の実践的運用能力
3. 新しい法分野に対する適応能力
4. 法曹にふさわしい倫理観や人権感覚・社会正義観念
5. 倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力
6. 問題発見・事案の解決能力
7. 地域における法実務に必要な総合的判断能力・批判能力

法学未修者と法学既修者がともに無理なく体系的に学修できるよう段階的・螺旋的に科目を配置する以下のようなカリキュラムを編成します。さらに、地域に根ざし、社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成のため、展開・先端科目群に、医療・福祉系科目、法とビジネス系科目、地域の企業、行政及び専門家と連携して授業を実施する科目を配置します。

#### 未修1年次

- ・入門科目「法解釈入門」により、多様な入学者が自ら学修計画を立てての主体的な学びに誘います。
- ・法律基本科目群：憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各科目の学修により、「1. 体系的法理論と専門的知識の修得」の基礎を固めます。
- ・基礎法学・隣接科目群：法哲学・企業会計論などの学修により「5. 倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力」を涵養します。

#### 未修2年次及び既修1年次

- ・法律基本科目群：憲法演習，人権演習，行政法特論，行政法演習，民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ，商法演習，民事訴訟法演習，刑法演習，刑事訴訟法演習の学修により、「1.体系的法理論と専門的知識の修得」の深化と「6.問題発見・事案の解決能力」を培います。
- ・実務基礎科目群：要件事実と事実認定の基礎，民事訴訟実務，刑事訴訟実務により「2.法律の実践的運用能力」を獲得し，法曹倫理により「4.法曹にふさわしい倫理観や人権感覚・社会正義観念」を修得します。
- ・基礎法学・隣接科目群：法社会学・社会保障制度論などの学修により引き続き「5.倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力」を涵養します。
- ・展開・先端科目群：労働法Ⅰ・Ⅱ，経済法Ⅰ・Ⅱなどの学修により、「3.新しい法分野に対する適応能力」，「6.問題発見・事案の解決能力」を磨きます。

#### 未修3年次及び既修2年次

- ・法律基本科目群(基幹科目)：公法応用演習・民事法応用演習・刑事法応用演習により「6.問題発見・事案の解決能力」，「7.地域における法実務に必要な総合的判断能力・批判能力」を獲得します。
- ・実務基礎科目群：ローヤリング，模擬裁判，ニクスターンシップ・クリニックにより，「2.法律の実践的運用能力」，「4.法曹にふさわしい倫理観や人権感覚・社会正義観念」を完成させます。
- ・展開・先端科目群：医療・福祉系科目（社会保障法，医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）など），法とビジネス系科目（企業法務，地域組織内法務（ネットワーク・セミナー）など）により「3.新しい法分野に対する適応能力」，「7.地域における法実務に必要な総合的判断能力・批判能力」を獲得します。

(2) 主体的な学習計画 在学中受験希望者には，上記の段階的・体系的な学習過程に沿う形で，在学中受験が可能となるカリキュラムを提供します。司法試験の在学中受験の有無を含め，主体的な学習計画が策定できるよう，多様な手段でガイダンスを行います。

(3) 能動的学習の充実 法の理論と実務の架橋を目指し，学生が専門知識を体系的に修得でき，法運用能力・総合的判断力・批判能力などを涵養するため，きめこまかい少人数授業を実施します。双方向型及び多方向型授業により，学生一人一人の主体的・能動的な学習の充実を図ります。予習及び復習事項を詳細に指示し，学生の理解度を随時確認し，授業後は質問対応やレポート指導などのフォローを実施します。

(4) 成績評価方法 これらの教育課程の編成及び実施の趣旨に照らし，法科大学院生が最低限修得すべき内容を踏まえて，各科目における学修成果についてプロセス評価50%，期末試験50%の評価比率による絶対評価を行い，70点以上を合格として，厳

格な成績評価を行います。

(5) 教育の質保証 教育の質を保証するため、FD 協議会を設け、成績評価結果の検証を含め、授業評価等、教育内容及び方法の点検及び自己評価を行い、継続的な改善に取り組みます。

\* 【カリキュラム・マップ】・・・P.37 参照

## 2 学位

「岡山大学大学院法務研究科」の修了者には、「**法務博士（専門職）**」の学位を授与する。

3 カリキュラム内容      ボシク体は必修科目であることを表す。

### A 法律基本科目群……Ⅰ，Ⅱはすべて必修，Ⅲは2単位選択必修

Ⅰ 基礎科目		
公法系	憲法Ⅰ（統治）（2）	
	憲法Ⅱ（人権）（2）	
民法法系	民法Ⅰ（4）	
	民法Ⅱ（4）	
	民法Ⅲ（4）	
	商法（4）	
	民事訴訟法（4）	
刑事法系	刑法（4）	
	刑事訴訟法（4）	
入門科目	法解釈入門（2）	
Ⅱ 基幹科目		
基礎科目	公法系	行政法特論（2）
応用科目	公法系	人権演習（2）
		憲法演習（2）
		行政法演習（2）
	民法法系	民法演習Ⅰ（2）
		民法演習Ⅱ（2）
		民法演習Ⅲ（2）
		商法演習（4）
		民事訴訟法演習（2）
	刑事法系	刑法演習（4）
		刑事訴訟法演習（2）